

再意見書

平成 23 年 3 月 4 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 980-0811

住所 仙台市青葉区一番町三丁目7番1号

氏名 東北インテリジェント通信株式会社

代表取締役社長 柴田 一成

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成23年1月25日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

連絡先

住所

電話

FAX

E-mail

1. 弊社は第一次意見募集で提出した次の意見に変更はありません。
 - (ア) 公正な設備競争に配慮した接続料設定が必要。
 - (イ) 加入光ファイバ接続料の算定方式について、将来原価方式ではなく実績原価方式に変更すべき。
 - (ウ) 加入光ファイバ接続料について、止むを得ず将来原価方式を採用する場合は、平成24年度から実績原価方式に移行することを条件として、平成23年度に限り将来原価方式及び乖離額調整制度を導入することには賛成。
 - (エ) 問題が山積し現状の競争環境にそぐわないため、分岐回線単位の接続料を設定しないことに賛成。
 - (オ) 接続料の低廉化だけでなく官民協力の下、利活用促進に努めることが重要。

2. 意見募集結果に対する再意見内容は以下のとおりです。

意見募集結果	再意見内容
<p>「社会厚生の高さ（設備競争による）」よりも、多様なサービスが競争的に提供されることを通じて電気通信事業法第1条の「国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進すること」を重視するののかについても方針を明確にする必要があると考えます。</p> <p>（ソフトバンクグループ殿）</p>	<p>本意見は「設備競争」より「サービス競争」を優先する主張です。「設備競争」を軽視することは、これまでの競争の成果を台無しにし、電気通信事業を電電公社独占時代に戻す主張であります。「光の道」構想のとりまとめ結果にも示されているとおり、「設備競争」と「サービス競争」とは、適正なバランスの下で継続・促進されるべきものであると考えます。</p>

意見募集結果	再意見内容
<p>将来原価方式によって政策的により低位に設定された接続料およびそれに基づく光サービス料金は、一方で現実の事業展開に基づくサービス料金を設定している設備競争事業者にとっては不利な競争条件となりますので、NTT東西殿と接続事業者とを合わせたシェアの更なる上昇、つまりNTT東西殿設備による独占状態をもたらして、設備面での競争を消滅させる懸念があります。</p> <p>弊社はそうした事態を招かないためには、将来予想と現実の設備状況や利用状況との食い違いの大きい「将来原価方式」ではなく、そうした実績や現状を反映した「実績原価方式」が望ましいと考えております。もし「将来原価方式」に基づく場合であっても現実の競争状況をふまえた設備利用を速やかに反映できる「乖離額調整制度」を恒常的な制度とすることが次善の手段であると考えます。</p> <p>(株式会社S T N e t 殿)</p>	<p>本意見に賛成いたします。</p> <p>原価の算定は、健全な設備競争に留意した適正な原価に基づくべきであり、加入光ファイバ接続料の算定方式には、将来原価方式ではなく実績原価方式で算定すべきであります。</p> <p>同様の意見は、中部テレコミュニケーション株式会社、九州通信ネットワーク株式会社殿、株式会社エネルギア・コミュニケーションズ殿、北海道総合通信網株式会社殿及び株式会社ケイ・オプティコム殿からも提出されております。</p> <p>弊社としても適切な原価に基づく接続料の低廉化は望ましいことであり、今後も競争力のあるサービス提供に努めてまいります。</p>

意見募集結果	再意見内容
<p>2) 当社の「ギガ得プラン」</p> <p>そのため、現在に至るまで、当社では、1分岐単位の接続料が設定されなくとも、自ら投資リスクを負うことを覚悟した上で、自前光ファイバやNTT東・西の光ファイバを8分岐単位で利用し、自社専用のOSUを設置することにより提供が可能となった「ギガ得プラン」サービスにより、多くのお客様に対して、NTT東・西の光サービスよりも高速で安いサービスを提供し、これまで営業努力を続けてまいりました。</p> <p>3) 他の競争事業者</p> <p>当社以外にも、各地域の電力系事業者やCATV事業者などが、同様に設備投資リスクを負って各地で多様なブロードバンドサービスを展開しており、フェアな設備ベースでの競争を通じた技術革新によるサービスの高度化・多様化、料金の低廉化の成果が、全国のより幅広い地域のお客様にもたらされています。</p> <p>(KDDI株式会社殿)</p>	<p>本意見のとおりNTT東西殿から一芯（8分岐）単位で加入光ファイバの提供を受け、営業努力により顧客を獲得し、役務を提供している電気通信事業者が存在しています。</p> <p>今回のNTT東西殿の認可申請では、加入者光ファイバの接続料は約3割も安くなり、このような取組は更に容易になることが想定されます。分岐回線単位での接続料設定を主張する電気通信事業者について同様の営業努力を望みます。</p>

意見募集結果	再意見内容
<p>現行の接続ルールでも、複数の事業者でOSU等の設備を共有してサービスを提供することで、サービス競争は十分と考えます。(OSU設備共有による提供を望まない事業者(NTT東西殿を含む)に当該提供を義務付けることは、事業者間の公正な競争を阻害することになり、適当ではないと考えます。)</p> <p>(中部テレコミュニケーション株式会社殿)</p>	<p>本意見に賛成します。</p> <p>電気通信事業部会と接続委員会の合同ヒアリング(平成23年2月22日開催)において、複数事業者間のOSU共用の実施については、NTT東西殿が帯域確保型サービスの提供ができなくなる等のサービススペック上の問題や保守の問題等を指摘しており、KDDI殿も料金だけでなく独自のサービススペックを優先して提供するため、仮に複数事業者間のOSU共用が実現しても利用しないことを明言しております。</p>
<p>平成20年度以降、一部事業者が技術検証を行い、「OSU共用は性能・運用面で問題はない」と意見を表明しておりますが、技術上問題が無いのであれば、現状認められている一心単位の接続料設定制度を利用し、接続事業者同士でコスト負担を協議の上、NTT東西殿から一括で設備を賃借すれば解決するため、なおさら制度変更の必要はないと考えております。</p> <p>(株式会社ケイ・オブティコム殿)</p>	<p>一方、複数事業者間のOSU共用を実施したい接続事業者は、こうした問題は解決可能と主張しており議論が平行線となっております。</p> <p>現行制度でもOSU共用の実施を希望する接続事業者が協力してOSU共用を実施することは可能であるため、制度変更の必要はないと考えます。</p> <p>設備を保有するNTT東西殿が望まない設備開放をNTT東西殿に強要することは公正な競争を阻害するため適当ではないと考えます。</p>

以上